

(介護予防) 通所リハビリテーション
利用約款【重要事項説明書】

第1条 (約款の目的)

社会福祉法人せいひ会の運営する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)事業者(以下、「事業者」といいます)は、利用者の申込を受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨にしたがって、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的として、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービス(以下、「サービス」といいます)を提供し、一方、利用者は、事業者に対し、当該サービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条 (有効期間)

1 本約款は、利用者が通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用同意書を事業者に提出したのち、利用者の要介護認定の有効期間満了日までを本約款の有効期間とします。

2 有効期間満了日までに、利用者から事業者に対して、文書によりこの約款に基づく入所利用の終了の申し出がない限り、有効期間は自動更新されるものとします。

第3条 (重要事項の説明)

事業者は、本約款、並びにこれに付属する【重要事項説明書】【重要事項説明書・別紙1】【重要事項説明書・別紙2】及び【重要事項説明書・別紙3】を利用申込者に交付し、重要事項の説明を行うこととします。

第4条 (通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の作成・変更)

1 事業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画(以下、「サービス計画」という。)を作成します。

2 事業者は、サービス計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明します。

3 サービス計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

第5条 (サービスの内容及びその提供)

1 事業者は、次の各号に定めるサービスを提供します。

① サービス計画の立案

② 送迎

③ 健康チェック

④ 介護

⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)

⑥ リハビリテーション

⑦ 食事の提供

⑧ 相談援助サービス

⑨ その他

2 事業者は、サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行います。

3 事業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項についてわかりやすく指導または説明します。

4 事業者は、サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供します。特に、認知症の状態にある利用者に対しては、必要に応じ、その特性に応じたサービスの提供を行います。

5 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。

第6条 (料金)

事業者が提供するサービスに対する料金規程は【重要事項説明書・別紙1】のとおりです。

第7条 (要介護認定等の申請に係る援助)

事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

第8条 (サービス提供の記録)

事業者は、サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

第9条 (サービス利用の終了)

1 利用者は、事業者に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づくサービス利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者は、速やかに事業者及び利用者の居宅

サービス計画作成者に連絡するものとします。

ただし、利用者が正当な理由なく、サービス提供時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を事業者にお支払いいただきます。

2 事業者は、利用者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づくサービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において非該当（自立）と認定された場合
- ② 利用者が介護保険施設に入所、または医療機関に入院した場合。（ただし最終利用日以後 2 か月以内に利用を再開する場合にあっては、利用は継続しているものとみなすことができる。）または、2 か月以上にわたって利用がない場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者が、本約款に定める利用料金を 2 か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず 14 日間に以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、事業者、事業者の使用する者又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合
- ⑦ 利用者が死亡した場合

第 10 条（秘密の保持及び個人情報の保護）

1 事業者及び事業者の使用する者、並びに使用されていた者は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を【重要事項説明書・別紙 2】のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師

への連絡等

- ⑤ 生命・身体保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第 11 条（緊急時の対応）

1 事業者は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業者は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第 12 条（事故発生時の対応及び賠償責任）

1 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第 13 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応することとし、この手順・窓口等は【重要事項説明書・別紙 3】のとおりとします。

第 14 条（善管注意義務）

事業者は、サービスを提供するにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 15 条（本約款に定めのない事項）

本約款に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 16 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本約款に基づくサービスの利用に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

【重要事項説明書】

元亀の里（介護予防）通所リハビリテーション事業に係る重要事項説明書

(2019年4月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	元亀の里
開設年月日	2000年4月1日
所在地	〒851-3406 長崎県西海市西彼町鳥加郷 2201 番地 2
電話番号 (FAX)	0959-28-1100 (0959-28-1028)
管理者名	吉野サト子
介護保険指定番号	4251180032

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
運営の方針	理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

(3) 職員の体制（主たる職員）

職種	常勤		非常勤		勤務体制	業務内容
	専任	兼任	専任	兼任		
管理者		1			A	業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
医師		1			A	利用者及び理学療法士等に対して、介護、機能訓練及び健康管理上の指導等を行う。
理学・作業療法士		2			A	リハビリテーションの計画及び実施、またその指導等を行う。
看護職員・介護職員		3			A	利用者に対し必要な介護を行う。

[C]早出 (7:00~16:00) [A]日勤 (8:30~17:30) [D]遅出 (11:00~20:00) [B]夜勤 (16:00~10:30)

休暇：常勤職員＝4週8休、非常勤職員＝個々の契約による

(4) 利用定員及び営業日等

利用定員	20名
営業日・時間	月～土曜日・8時30分～17時30分
通常の事業実施地域	西海市西彼町、及び長崎市（旧琴海町の地域に限る。）

2. サービス内容

- ①（介護予防）通所リハビリテーション計画の立案
- ② 送迎
- ③ 健康チェック
- ④ 介護
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 食事の提供
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金

利用料金については【重要事項説明書・別紙1】料金規程をご覧ください。

4. 緊急時等における対応方法等

サービスの提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。また、天災その他の災害が発生した場合には、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講じます。（主治医・家族等の連絡先は利用申込書にお書きください。）

5. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、その事故が賠償すべきものである場合には、速やかに損害賠償を行います。

6. 秘密保持

当事業所の職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう、また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨、雇用契約の際に文書にて誓約しております。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によりお受けすることとします。なお、これに係る個人情報の利用目的は【重要事項説明書・別紙2】のとおりです。

7. 資質向上のための研修の機会の確保

職員の資質向上のため、採用後の1ヶ月以内、またその後随時に研修の機会を確保いたしております。

8. 利用にあたっての留意事項

喫煙	喫煙は、定められた喫煙場所にてお願いします。
飲食物の持ち込み	飲食物の大量の持ち込みに関しては、利用者の健康管理・衛生管理上、原則としてお断りしております。
謝礼、贈り物	当事業所では、ご利用いただく皆様方に余分な負担をおかけしないという趣旨から、謝礼、贈り物等につきましては堅くお断りします。何卒ご理解いただきましてご協力いただきますようお願いいたします。
利用のキャンセル	利用のキャンセルについては、利用予定日前日の16時までにお申し出ください。（期限までにお申し出がない場合、予定食費のご負担が必要になります。）
その他	サービスの提供を受けるにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡して下さるようお願いいたします。

9. 非常災害対策

防災設備	避難階段、避難口、防火戸、スプリンクラー設備、屋内・屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常通報装置、漏電火災警報機、非常警報設備、非常電源設備、誘導等及び誘導標識等
防災訓練	年2回以上（避難誘導（夜間想定含む）、消火及び通報訓練）

10. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

11. その他

当事業、その他社会福祉法人せいひ会の運営する事業に関する相談、要望、苦情等は何なりと担当者までお申し出ください。責任をもって対応させていただきます。（【重要事項説明書・別紙3】「ご相談・ご苦情について」を参照ください。）

【重要事項説明書・別紙1】

○ 料金規程

1. 基本料金(厚生労働大臣の定める基準による。)

(1) 通所リハビリテーション

① 基本部分(6-7h)

区分(介護報酬告示額)	
要介護1	667 単位/回
要介護2	797 単位/回
要介護3	924 単位/回
要介護4	1,076 単位/回
要介護5	1,225 単位/回

② 各種加算

加算項目(介護報酬告示額)	
リハビリテーション提供体制加算(6-7h)	24 単位/回
入浴介助加算	50 単位/回
リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	230 単位/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ、Ⅲ(-6月)	Ⅱ…1,020単位/月、Ⅲ…1,120単位/月
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ、Ⅲ(7月-)	Ⅱ…700単位/月、Ⅲ…800単位/月
短期集中個別リハビリテーション実施加算(-3月)	110 単位/回
生活行為向上リハビリテーション実施加算(-3月)	2,000 単位/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算(4月-6月)	1,000 単位/月
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	240 単位/回
若年性認知症利用者受入加算	60 単位/回
栄養改善加算	150 単位/回
栄養スクリーニング加算(6月毎)	5 単位/回
口腔機能向上加算	150 単位/回
重度療養管理加算	100 単位/回
通所リハ送迎減算	-94 単位/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6 単位/回

(2) 介護予防通所リハビリテーション

① 基本部分

区分(介護報酬告示額)	
要支援1	1,712 単位/月
要支援2	3,615 単位/月

② 各種加算

加算項目(介護報酬告示額)	
リハビリテーションマネジメント加算	330 単位/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算(-3月)	900 単位/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算(4-6月)	450 単位/月
通所リハ送迎減算(要支援1)	-376 単位/月
通所リハ送迎減算(要支援2)	-752 単位/月
運動器機能向上加算	225 単位/月
栄養改善加算	150 単位/月
栄養スクリーニング加算(6月毎)	5 単位/月
口腔機能向上加算	150 単位/月
選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480 単位/月
選択的サービス複数実施加算Ⅱ	700 単位/月
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援1)	24 単位/月
サービス提供体制強化加算Ⅱ(要支援2)	48 単位/月

③ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ※(1)通所リハビリ及び(2)介護予防通所リハビリに共通

①及び②の合計に、1000分の47を乗じた単位数を加算いたします。

《基本料金合計》

①+②+③により算定される合計単位数に1単位の単価(10.00円)を乗じ、介護保険負担割合証に記載の負担割合を乗じた金額が、法定代理受領サービスの場合の利用者負担額となります。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合にあつては、いったん介護報酬告示額にある料金をいただき、サービス提供証明書を発行しますので、これを後日市町村の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

2. その他の料金

区分	消費税	内容等(金額は消費税抜きです。)
食費	非課税	・朝食300円 ・昼食350円 ・夕食400円
通常地域外交通費	課税	・実費
おむつ代	非課税	・パッドタイプ(S) 22円 ・パッドタイプ(M) 43円 ・パッドタイプ(L) 65円 ・フラットタイプ 43円 ・パンツタイプ(テープ止め含む) 108円
日常生活費	課税	・実費

※ 消費税課税の場合、消費税法の規定により、別途消費税及び地方消費税を徴します。

3. 料金の支払方法

料金は、月ごとの清算とし、毎月末で締め、翌月5日までに請求しますので、請求月の15日までに、以下のいずれかによりお支払いください。なお、支払いに係る手数料は利用者負担でお願いいたします。また施設は、料金の支払を受けたときは領収書を発行します。再発行できませんので大切に保管ください。

▷ 口座振替	事前に、所定金融機関(十八銀行ならびに親和銀行)への手続きが必要です。口座番号等のわかるものと通帳印をお持ちいただき、窓口でお申し込みください。手続き後は、請求月の15日(土日祭日にあたる場合はその翌日)に請求金額が口座から振り替えられます。
▷ 銀行振込	利用料請求明細書に記載の口座へお振込みください。
▷ 現金	各施設窓口へ現金をお持ちください。なお、現金の取り扱いは、毎月5~15日の午前9時から午後4時までです。これ以外の期間では、銀行振込にてお願いします。

【重要事項説明書・別紙2】

個人情報の利用目的

(2019年4月1日現在)

元亀の里通所リハビリテーション事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所内部での利用目的〕

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ◇ 利用予定、実績等の管理
 - ◇ 会計・経理
 - ◇ 事故等の報告
 - ◇ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- 事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ◇ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ◇ 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ◇ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ◇ 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ◇ 保険事務の委託
 - ◇ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ◇ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ◇ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- 事業所の管理運営業務のうち
 - ◇ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ◇ 事業所において行われる学生の実習への協力
 - ◇ 事業所において行われる事例研究

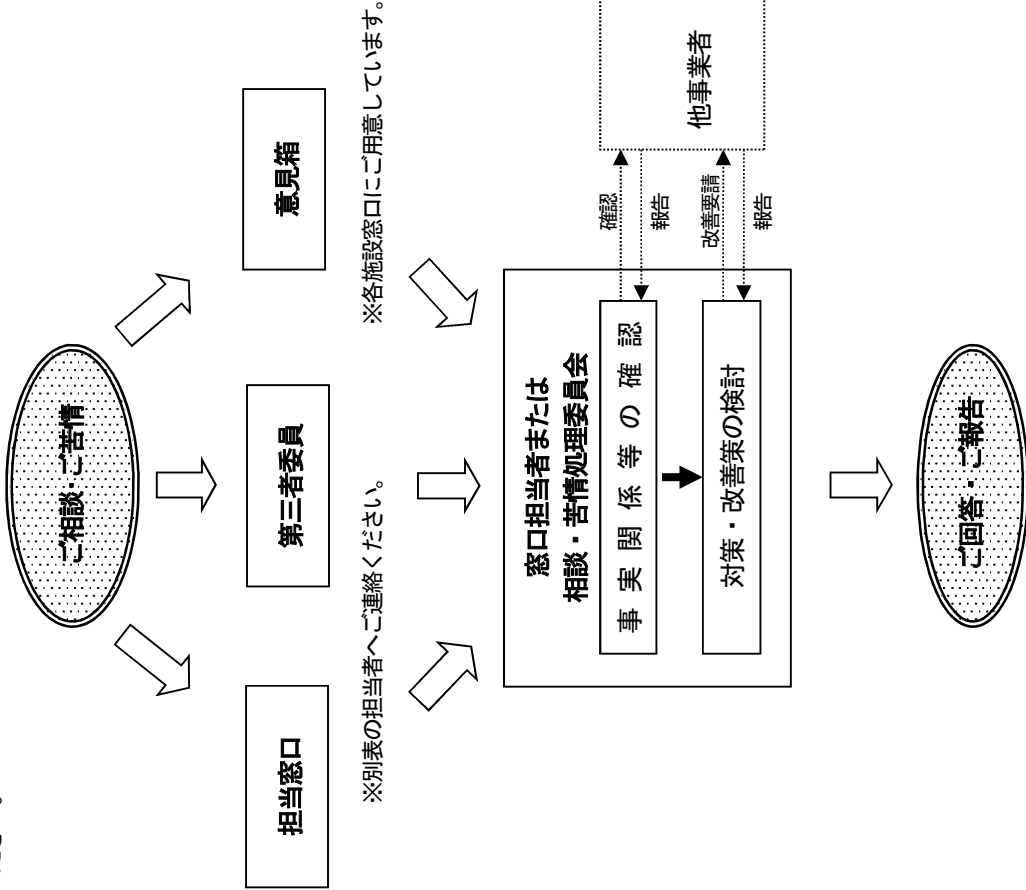
〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ◇ 外部監査機関への情報提供

【重要事項説明書・別紙3】

ご相談・ご苦情について

社会福祉法人せいひん会では、より質の高い開かれたサービスの提供を目指すため、皆様のご相談・ご苦情に、迅速かつ適切に対応できる体制を、下記のとおり整えております。下記の窓口または意見箱をご利用いただき、何なりとお申し付けください。



※別表の担当者へご連絡ください。

※各施設窓口にご用意しています。

【担当窓口】 FAX 0959-27-1360 電子メール info@seihikai.or.jp

事業拠点(・事業)		担当者	電話番号
シニアヴィレッジせいひん	・介護老人保健施設(短期療養含む) ・通所リハビリテーション	貞松浩司	(0959) 28-1100
	・認知症対応型共同生活介護	横瀬新太郎	
せいひん中央クリニック	・訪問看護・居宅療養管理指導 ・訪問リハビリテーション	本田元人	(0959) 28-1190
コミュニティセンター元亀	・地域密着型通所介護 ・生活支援ハウス・居宅介護支援	森圭介	(0959) 27-1064
風和の里	・介護老人福祉施設(短期生活含む) ・訪問介護	吉野公崇 平井洋子	(0959) 29-7170
寿限無	・介護老人福祉施設(短期生活含む) ・小規模多機能型居宅介護	岩下孝子	(095) 884-0080

【苦情等解決責任者】

職氏名	連絡先
理事長 吉野サト子	長崎県西海市西彼町中山郷2116番地 TEL. 0959-27-1064 FAX. 0959-27-1360

【第三者委員】

委員	連絡先
山下 肇 (弁護士)	山下肇弁護士事務所 長崎県長崎市中町2番2号 興士会館9階 TEL. 095-821-3218 FAX. 095-824-2255
前田 俊昭 (法人監事)	グループホームながよ 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷592番地 TEL. 095-887-5810 FAX. 095-887-5813

なお、下記公共機関窓口でも相談・苦情を受付けています。

- 西海市保健福祉部長寿介護課 ☎(0959)37-0024 各市町村の介護保険担当窓口でも受け付けています。
- 長崎市高齢者すこやか支援課 ☎(095)829-1146
- 長崎県国民保険連合会 ☎(095)826-1599